

福井県報

第 358 号
令和 7 年
7 月 15 日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

告 示

- 土壤汚染対策法第 11 条第 1 項の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（31・環境政策課）……………2
- 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録特定行為事業者の登録（332・長寿福祉課）……………4
- 保安林の指定の予定（333～335・森づくり課）……………4
- 土地改良区の定款変更の認可（336・福井農林総合事務所）……………5

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（DX 推進課）……………5
- クリーニング師の研修およびクリーニング所の業務に従事するものに対する講習の指定（医薬食品・衛生課）……………7
- 家畜人工授精師免許講習会の開催（中山間農業・畜産課）……………8
- 所在の不分明な者に対する保安林の指定施業要件の変更の通知（森づくり課）……………9
- 所在の不分明な者に対する保安林の指定施業要件の変更の予定の通知（同）……………9
- 土地改良区の役員の退任（福井農林総合事務所）……………9
- 土地改良区の役員の退任（4 件・奥越農林総合事務所）……………9
- 土地改良区の役員の就任（4 件・同）……………10
- 公共測量の終了（2 件・土木管理課）……………12
- 港湾法の規定による臨港地区の指定（港湾空港課）……………12
- 令和 7 年度屋外広告物等講習会の開催（都市計画課）……………14
- 開発行為に関する工事の完了（嶺南振興局）……………14
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（会計課）……………14

公安委員会告示

- 機械警備業務管理者講習の実施（69・生活安全企画課）……………17

正 誤

- 令和 7 年 4 月 15 日福井県告示（保安林の指定施業要件の変更の予定）……………18
- 令和 7 年 6 月 10 日福井県告示（浸水想定区域および浸水した場合に想定される

水深および継続時間の指定ならびに関係図書の閲覧）……………18

告 示

福井県告示第331号

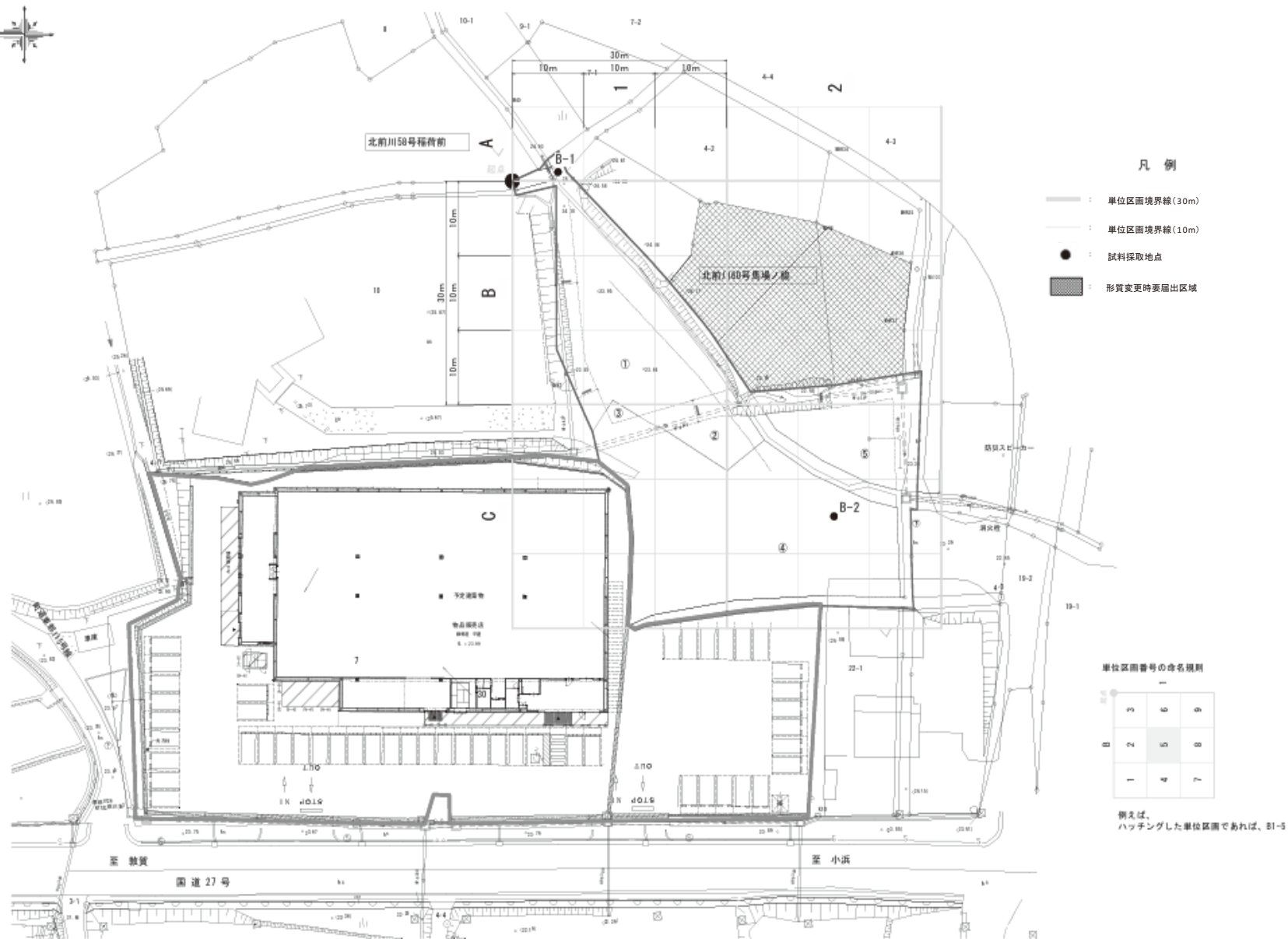
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和7年7月15日

福井県知事 杉本 達治

- 1 形質変更時要届出区域 別図のとおり（三方上中郡若狭町北前川60号4番1の一部、5番）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第10号から第13号までの該当性 土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第10号に該当する。

別図



福井県告示第332号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業の登録をしたので、同法第48条の8第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年7月15日

福井県知事 杉本 達治

- 1 事業所の名称
訪問介護まごのて丹南
- 2 事業所の所在地
鯖江市小黒町1丁目15番8号
- 3 事業者の名称
株式会社若泉L&L
- 4 登録年月日
令和7年7月1日
- 5 サービスの種類
訪問介護
- 6 実施する行為
口腔内の喀痰吸引
鼻腔内の喀痰吸引
気管カニューレ内部の喀痰吸引（追加）
胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養
- 7 登録番号
182110346

福井県告示第333号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年7月15日

福井県知事 杉本 達治

- 1 保安林予定森林の所在場所
大野市伊月10字水上2、4の1、川合31字寄滝ヶ谷1の10、1の29
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

伊月10字水上4の1・川合31字寄滝ヶ谷1の10（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。

（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第334号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年7月15日

福井県知事 杉本 達治

- 1 保安林予定森林の所在場所
大飯郡おおい町福谷32字崩谷14から16まで、34字迫脇15、21
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

福谷32字崩谷14から16まで、34字迫脇15・21（以上5筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。

（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁およびおおい町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第335号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年7月15日
福井県知事 杉本 達治

- 1 保安林予定森林の所在場所
南条郡南越前町二ツ屋17字庄ヶ谷1、119字一ノ瀬谷7の1から7の3まで、8の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
二ツ屋17字庄ヶ谷1・119字一ノ瀬谷7の3・8の1（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および、関係書類を福井県庁および南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第336号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年7月15日
福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
松岡吉野土地改良区	令和7年7月4日

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年7月15日
福井県知事 杉本 達治

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 調達をする業務の名称および数量
資産管理システム導入およびライセンス提供・保守業務 一式
- (2) 業務の仕様等
入札説明書および仕様書（以下「入札仕様書等」という。）による。
- (3) 契約期間
令和7年9月1日から令和13年3月31日まで（長期継続契約）
この場合に、福井県において契約締結日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合には、この契約を解除する。
- (4) 履行場所
入札説明書等による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。
- (5) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税について未納のない者であること。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者 オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 3 電子入札の実施 入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。 なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加確認申請書または入札書の提出を行うことができる。 4 資格の確認に関する事項 この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者にあつては、入札説明書に定める様式）に、必要な書類を添付して次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。 (1) 申請書等の提出期間 令和7年7月17日（木）13時00分から令和7年8月18日（月）17時00分まで (2) 申請書等の提出方法 ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者 電子入札システムを使用して送信すること。 なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。 申請書の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。 イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者 提出期限内に提出先へ直接持参または配達証明付書留郵便により提出すること。 提出先 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県未来創造部DX推進課 デジタル県庁G	電話 0776-20-0270 5 入札書の提出方法、提出期間および開札日時 (1) 入札書の提出方法 4(2)と同様とする。 (2) 入札書の提出期間 令和7年8月26日（火）9時00分から令和7年8月27日（水）16時00分まで (3) 開札日時 令和7年8月28日（木）15時00分 (4) 開札場所 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県未来創造部DX推進課 6 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税および地方消費税に相当する金額（当該金額の100分の10に相当する額）を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 7 落札者の決定に関する事項 この入札に関する契約の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 8 契約に関する事項 (1) 契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県未来創造部DX推進課 デジタル県庁G 電話 0776-20-0270 (2) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出（福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。） 福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに（当日中）、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレス宛て提出すること。 様式 https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx
--	--

提出先 (e-mail) dx-suishin@pref.fukui.lg.jp ※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。 https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html 9 その他 (1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨とする。 (2) 入札保証金および契約保証金 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。 (3) 入札の無効 福井県財務規則第151条の規定による。 (4) 契約書作成の要否 要 (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。 なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。 (6) 2に記載する、知事が行う入札参加資格申請の審査を申請する時期と場所 ア 申請者の受付時期 福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。 イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県会計局会計課 総務第三グループ 電話 0776-20-0253 (7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。 10 Summary (1) Nature and quantity of the service to be required Implementation of Asset Management System, Provision of Licensing, and Maintenance Services	(2) Date, time of Bidding 9:00 A.M. 26th August 2025 - 4:00 P.M. 27th August 2025 (3) Period of contract Date of the contract to 31st March 2031 (4) The place for delivery and Contact for notice DX Promotion Division, Department of Future Creation, Fukui Prefectural Office, 3-17-1, Ote, Fukui city, Fukui prefecture, 910-8580 Japan. Tel 0776-20-0270 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定に基づくクリーニング師の研修（以下「研修」という。）および同法第8条の3の規定に基づくクリーニング所の業務に従事するものに対する講習（以下「講習」という。）を指定したので、次のとおり公示する。 令和7年7月15日 福井県知事 杉本 達治 1 主催者の名称および住所 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター 東京都港区新橋6丁目8番2号 2 研修の種類 (1) 第1型研修（クリーニング師が出席して受講するもの） ア 受講の申込みの受付期間 令和7年9月26日（金）まで イ 開催年月日および会場 令和7年10月19日（日） 福井県職員会館ビル 福井市松本3丁目16-10 ウ 研修の科目および時間数 (1) 衛生法規および公衆衛生 (2) 洗濯物の受取、保管および引渡し (3) 洗濯物の処理 (4) 繊維および繊維製品 （各1時間 計4時間） ※レポート提出なし ※初回受講者、継続受講者とも受講時間数は同数 エ 受講料 5,000円 (2) 第2型研修（通信制で行うもの）
---	---

ア 受講の申込みの受付期間 第1回 令和7年9月1日（月）から 令和7年9月30日（火）まで 第2回 令和7年10月1日（水）から 令和7年10月31日（金）まで イ 研修の科目およびレポートの課題 (1) 衛生法規および公衆衛生 (2) 洗濯物の受取、保管および引渡し (3) 洗濯物の処理 (4) 繊維および繊維製品 ウ 受講料 5,000円 3 講習の種類 (1) 第2型講習（通信制で行うもの） ア 受講の申込みの受付期間 令和7年9月1日（月）から 令和7年10月31日（金）まで イ 講習の科目およびレポートの課題 (1) 衛生法規および公衆衛生 (2) 洗濯物の受取、保管および引渡し (3) 洗濯物の処理 (4) 繊維および繊維製品 ウ 受講料 4,500円 4 その他 研修に関する問合せは、公益財団法人福井県生活衛生営業指導センター（〒910-0003 福井市松本3丁目16-10 福井県職員会館ビル3階 電話 0776-25-2064）に行うこと。 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催するので公告する。 令和7年7月15日 福井県知事 杉本 達治 1 開催の日時および場所 令和7年9月2日（火）から同年10月2日（木）までの平日 午前9時から午後5時まで 福井県家畜保健衛生所 福井市大畑町	福井県畜産試験場 坂井市三国町 2 講習対象となる家畜の種類 牛 3 講習内容および講習時間 1) 学科 ア) 一般科目 畜産概論 4時間 畜産の栄養 3時間 家畜の飼養管理 3時間 家畜の育種 7時間 関係法規 5時間 イ) 専門科目 生殖器解剖 5時間 繁殖生理 13時間 精子生理 7時間 種付けの理論 4時間 人工授精 17時間 2) 実習 家畜の飼養管理 4時間 家畜の審査 7時間 生殖器解剖 4時間 発情鑑定 6時間 精液精子検査法 8時間 人工授精 45時間 4 受講定員 約10名 5 受講手続 1) 受講申込書類 受講申込者は、次の書類を提出して申し込むこと。なお、ア、エの書類については、別に定める様式に従うこと。 ア) 受講願（様式1号） イ) 履歴書（写真添付のこと。） ウ) 戸籍抄本 エ) 学科目取得証明書（様式2号） （家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第24条の2の規定に基づく講習会の受講および修業試験の免除を受けようとする者に限る。） 2) 受講申込書類提出先
--	--

福井県農林水産部中山間農業・畜産課

3) 受講申込書類提出期限

令和7年8月8日（金）まで

（郵送の場合、当日消印有効）

4) 受講手数料

23,000円（テキスト代を含む。）

6 修業試験

受講者に対する修業試験を次のとおり実施する。

1) 試験期日

令和7年9月4日（木）、9月9日（火）、9月12日（金）および9月17日（水）

2) 試験科目

講習内容に同じ

3) 試験場所

講習会場に同じ

7 講習についての問合せ先

福井県農林水産部中山間農業・畜産課畜産振興グループ（電話0776-20-0439）

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の3において準用する同法第33条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年7月15日

福井県知事 杉本 達治

1 所在の不明な者の氏名

田中土五郎、石川重吉、石川外太郎、加藤捨吉、高野はま、田中勇吉、田中代吉、田中ひろ、石川浅吉、石川石松、石川喜太郎、石川吉右衛門、石川京松、石川清正、石川兼吉、石川五三郎、石川三蔵、石川外蔵、石川忠右衛門、石川忠兵衛、石川土松、石川伝三郎、石川はな、石川浜吉、石川ひで、石川福松、石川房吉、石川安太郎、石川祐治郎、石川幸吉、石川義雄、石川脇蔵、木下音、島田勇助、島田格、島田末吉、島田民右衛門、高野金蔵、高野倉蔵、高野米作、高野弥作、高松水太郎、田中明吉、田中伊太郎、田中己之助、田中京七、田中繁太郎、田中治三郎、田中仁吉、田中仁作、田中甚三郎、田中甚兵衛、田中新松、田中甚松、田中善治郎、田中仙之丞、田中仙松、田中辰蔵、田中ちよ、田中照彦、田中はつ、田中武兵衛、田中文四郎、田中由紀夫、田中喜多右衛門、田中利吉、田中利左衛門、宮腰深、泰栄吉、泰喜作、泰与三兵衛

2 通知の要旨

(1) 官報による農林水産省告示にて保安林の指定施業要件が変更されたこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和7年5月21日農林水産省告示第787号による。

3 掲示場所

福井県庁および勝山市役所

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年7月15日

福井県知事 杉本 達治

1 所在の不明な者の氏名

土井幅四郎右エ門、長岡ふさ子、幅下美智恵、古川文男

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和7年5月20日福井県告示第284号による。

3 掲示場所

福井県庁および大野市役所

芝原用水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年5月19日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年7月15日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

監 事 堀井 善治 福井市西堀町8-113-1

明後土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年7月15日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 齊藤 康文 大野市友江23-9

理 事 山本 享二 大野市菖蒲池12-17

理 事 米津 源一 大野市堂本11-1

理 事 北川 哲幸 大野市幸町2-32
理 事 佐々木 不二夫 大野市中保8-11
理 事 加藤 正幸 大野市中保8-22
理 事 松本 聡一 大野市菖蒲池12-35
理 事 乾 祐樹 大野市吉12-35
理 事 乾 隆太郎 大野市吉14-4
監 事 山口 眞 大野市堂本13-1-6
監 事 筒井 勝浩 大野市有明町17-13

真名川土地改良区連合から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年7月15日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

監 事 山口 眞 大野市堂本13-1-6

大野東部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年7月15日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 松田 山列 大野市森目7-11
理 事 帰山 安夫 大野市下唯野38-11
理 事 三足 義光 大野市花房1-14
理 事 旭 政一 大野市蕨生84-6
理 事 廣瀬 純一 大野市蕨生69-26
理 事 久保 伸次 大野市蕨生126-19
理 事 古川 良一 大野市七板27-7
理 事 村中 信夫 大野市土打24-丙8
理 事 廣田 憲徳 大野市上野68-1
理 事 光澤 正和 大野市富嶋20-20
理 事 松田 和彦 大野市土布子22-55
理 事 竹田 善和 大野市下麻生嶋68-5
理 事 南 清志 大野市田野15-36-1
理 事 竹田 典夫 大野市塚原17-4

理 事 岡田 勲 大野市新塚原5-6
理 事 山村 福和 大野市柿ヶ嶋31-33
理 事 西川 英和 大野市伏石12-33
理 事 小豆 清 大野市石谷6-47
理 事 川端 隆栄 大野市堂嶋16-2-甲
理 事 西川 正治 大野市蓑道17-2
監 事 禅定 英治 大野市八町9-29
監 事 阿部 貴生 大野市七板13-12
監 事 齊藤 清英 大野市富塚4-19
監 事 林 幹雄 大野市清和町207

大野市土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年7月15日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 西川 文人 大野市牛ヶ原11-1
理 事 松田 成生 大野市右近次郎32-6
理 事 梅崎弥四郎 大野市南新在家19-53-3
理 事 大谷 哲夫 大野市上舌8-5
理 事 水野 哲朗 大野市鋤掛15-22
理 事 黒田 一夫 大野市春日1-6-4
理 事 常脇 誠治 大野市西市22-16
理 事 宮本 正信 大野市南六呂師12-10
理 事 吉村 武光 大野市中野町1丁目4-16
監 事 酒井 篤 大野市牛ヶ原28-12
監 事 石田 幸男 大野市横枕20-3-11
監 事 北山 峰夫 大野市鋤掛11-23-1
監 事 石田 孝治 大野市中荒井町1-202-2

明後土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年7月15日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事	齊藤 康文	大野市友江23-9
理 事	松本 聡一	大野市菖蒲池12-35
理 事	米津 源一	大野市堂本11-1
理 事	澤田 禎一	大野市吉11-25
理 事	廣田 定義	大野市吉8-29
理 事	北川 哲幸	大野市幸町2-32
理 事	柳瀬 正美	大野市菖蒲池34-1-2
理 事	佐々木 不二夫	大野市中保8-11
理 事	横山 久男	大野市中保21-1-3
監 事	加藤 正幸	大野市中保8-22
監 事	乾 隆太郎	大野市吉14-4

真名川土地改良区連合から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年7月15日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏 名	住 所
-----	-----	-----

監 事	加藤 正幸	大野市中保8-22
-----	-------	-----------

大野東部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年7月15日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏 名	住 所
-----	-----	-----

理 事	松田 山列	大野市森目7-11
理 事	帰山 安夫	大野市下唯野38-11
理 事	禅定 英治	大野市八町9-29
理 事	古川 良一	大野市七板27-7
理 事	坂本 浩雪	大野市富塚4-1
理 事	椿坂 幸	大野市下麻生嶋20-12-2
理 事	松田 伸二	大野市新田3-61
理 事	松田 松美	大野市新河原4-16
理 事	竹田 善和	大野市下麻生嶋68-5
理 事	堂下 意治	大野市田野16-21-2
理 事	牧野 紀子	大野市下麻生嶋21-2-1

理 事	旭 政一	大野市蔵生84-6
理 事	廣瀬 純一	大野市蔵生69-26
理 事	久保 伸次	大野市蔵生126-19
理 事	竹田 典夫	大野市塚原17-4
理 事	岡田 勲	大野市新塚原5-6
理 事	歸山 夏實	大野市下唯野24-10-3
理 事	中村 明彦	大野市大月4-甲5
理 事	起橋 秀之	大野市松丸31-18
理 事	高田 秀一	大野市不動堂27-16-2
理 事	荒井 和美	大野市橋爪13-17
理 事	坂本 清彦	大野市蓑道26甲21
理 事	加藤 泰子	大野市石谷6-35
監 事	三足 義光	大野市花房1-14
監 事	岩見 進二郎	大野市塚原10-32
監 事	松原 宏文	大野市土打20-17
監 事	林 幹雄	大野市清和町207

大野市土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年7月15日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏 名	住 所
-----	-----	-----

理 事	西川 文人	大野市牛ヶ原11-1
理 事	大谷 哲夫	大野市上舌8-5
理 事	梅崎 弥四郎	大野市南新在家19-53-3
理 事	畑中 宣雄	大野市上黒谷18-43
理 事	松村 裕一	大野市深井27-5
理 事	吉田 安宏	大野市下黒谷8-33
理 事	高尾 一雄	大野市大矢戸21-3
理 事	北野 義治	大野市南六呂師56-39-1
理 事	牧野 公直	大野市中野町1丁目8-9
理 事	竹内 隆子	大野市矢9-44
理 事	前田 美喜江	大野市南新在家20-4
監 事	酒井 篤	大野市牛ヶ原28-12
監 事	石田 幸男	大野市横枕20-3-11
監 事	吉田 直美	大野市下黒谷16-87

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和7年6月23日に国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年7月15日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
福井河川国道事務所
- 2 作業の種類
公共測量（道路基準点）
- 3 作業の期間
令和6年10月7日から令和7年12月20日まで
- 4 作業の地域
国道27号54.2KP～73.4KP
（小浜市加斗～大飯郡高浜町六路谷）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和7年6月23日に国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年7月15日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
福井河川国道事務所
- 2 作業の種類
道路管理（車載写真レーザ測量、数値地形図データ作成）
- 3 作業の期間
国土地理院承認日から令和6年7月31日まで
- 4 作業の地域
福井県敦賀市鞠山地先～福井県敦賀市正田地先

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定に基づき、福井港における臨港地区を指定したので、同法第38条第8項の規定により、次のとおり公告し、当該臨港地区の区域の関係図書を縦覧に供する。

令和7年7月15日

福井港港湾管理者 福井県

代表者

福井県知事 杉本 達治

一 臨港地区の指定

1 臨港地区の区域

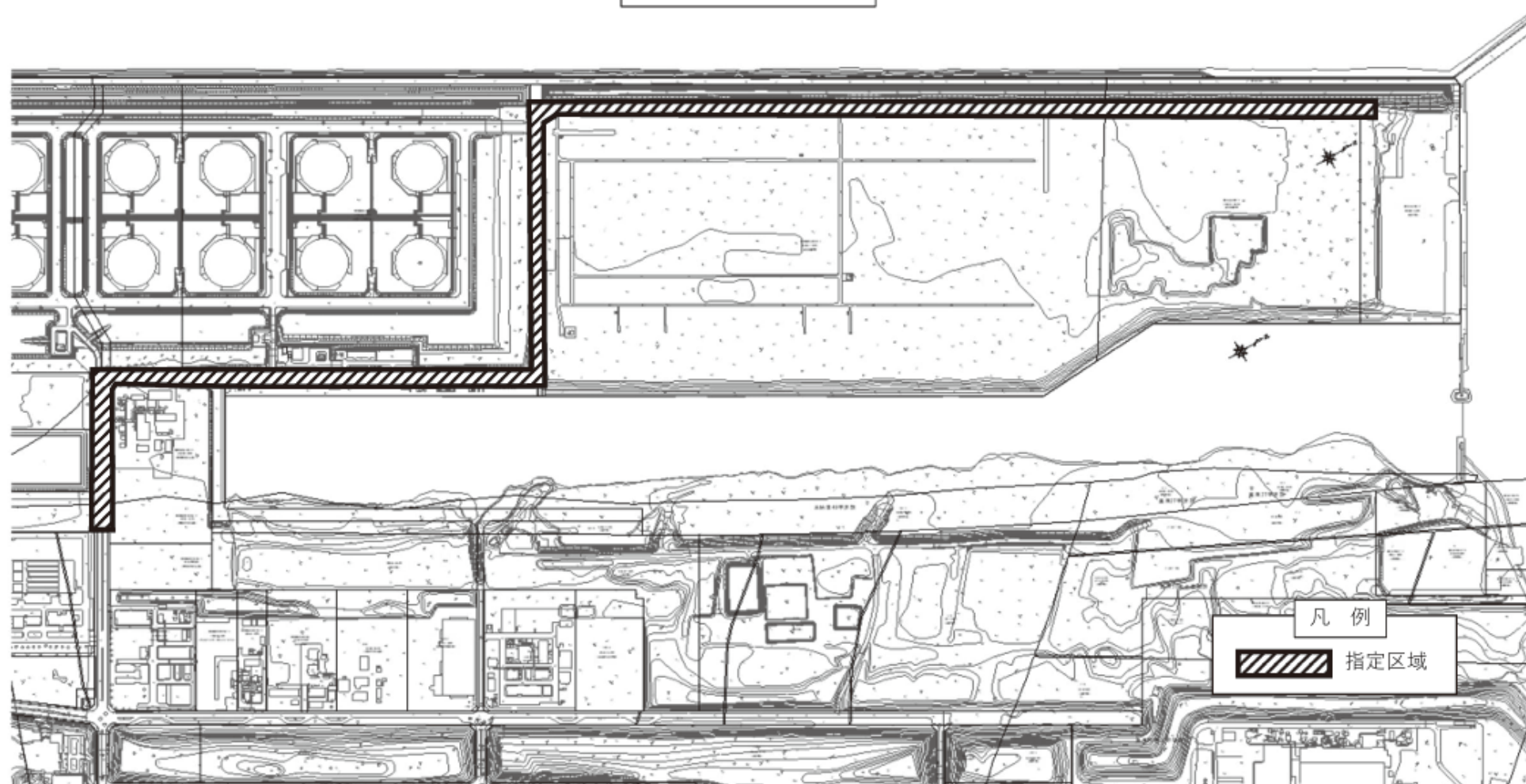
(1) 位置

坂井市三国町黒目30字臨海3番地および、坂井市三国町米納津50字臨海9番地、12番地3の地先

(2) 区域

次の図のとおり

臨港地区指定図



2 臨港地区の区域の縦覧 臨港地区の区域の関係図書は、福井県土木部港湾空港課のホームページ上に公開して縦覧に供する。 福井県屋外広告物条例（昭和39年福井県条例第45号）第38条第1項の規定に基づき、屋外広告物等講習会（以下「講習会」という。）を開催するので、福井県屋外広告物条例施行規則（昭和39年福井県規則第54号。以下「規則」という。）第31条第2項の規定により、次のとおり公示する。 令和7年7月15日 福井県知事 杉本 達治 1 講習会の日時および場所 (1) 日時 令和7年9月2日（火）の午前10時から午後5時までおよび同月3日（水）の午前9時30分から午後3時30分まで（受付時間は、2日午前9時30分、3日午前9時15分から） (2) 場所 福井市下馬町51-11 福井県立図書館 多目的ホール 2 対象者 屋外広告業の経営者および従事者、屋外広告業を営もうとする者ならびに屋外広告物の管理者および管理者になろうとする者 3 定員 50名 4 講習課程 (1) 屋外広告物等関係法令 (2) 屋外広告物の表示方法 (3) 屋外広告物を掲出する物件の設置方法 5 規則第32条第2項の規定に基づく講習課程の一部免除 次の各号のいずれかに該当する者については、4の講習課程のうち(3)屋外広告物を掲出する物件の設置方法を免除する。 (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士 (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士 (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号から第3号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者 (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第28条第2項に規定する職業訓練指導員免許（免許職種が帆布製品科であるものに限る。）を有する者または同法第22条（第26条の2において準用する場合を含む。）の修了証書（訓練科が帆布製	品製造科であるものに限る。）の交付を受けた者 6 申込方法 屋外広告物等講習会受講申込書に必要事項を記入し、電子納付により申込番号を記入し、郵送すること。 7 申込書の受付期間 令和7年7月15日（火）から同年8月15日（金）まで（同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。なお、定員になり次第受付を締め切る。） 8 申込書の配布場所 福井県土木部都市計画課および福井県内の市町の屋外広告物担当課 9 講習会に関する問合せ先および受講申込書の送付先 〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号 福井県土木部都市計画課 電話 0776-20-0497 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。 令和7年7月15日 福井県嶺南振興局長 児玉 康英 1 開発区域または工区に含まれる地域の名称 三方上中郡若狭町井ノ口40号宮ノ下3番3の一部、3番5、3番6、15番1、16番1、18番1、18番2、18番3、19番1、19番2、20番2、21番1の一部、32番2、33番、34番1、34番2、35番、36番1、36番2、37番4、41番、42番、43番および44番 2 開発許可を受けた者の住所ならびに名称および代表者の氏名 福井県三方上中郡若狭町中央1-1 三方上中郡若狭町 町長 渡辺 英朗 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。 令和7年7月15日 福井県知事 杉本 達治 1 一般競争入札に付する事項 (1) 調達をする業務の名称
--	--

【嶺北地区 カラー中速機】複写機の借入および保守 (2) 調達する物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量 カラー複写機（中速機） 4台 (3) 調達物品の仕様等 入札説明書および別添1 カラー複写機仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおり (4) 設置場所 別添2 調達複写機設置場所一覧のとおり (5) 契約期間 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで ただし、契約締結年度の翌年度以降において、福井県の歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、この契約は解除する。 （地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約） 2 入札に参加する者に必要な資格 この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件を満たす者とする。 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。 (2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。 (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。 (4) この入札に併せて行われる事前審査により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。 (5) この入札に係る調達物品に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分に整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができるものと認められる者であること。 (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。 ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者 イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者 ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害	を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者 エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者 オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 3 電子入札の実施 入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。 なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書等（以下、「申請書等」という。）または入札書の提出を行うことができる。 4 入札説明書等の交付 (1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県会計局会計課 総務第三グループ（福井県庁6階） 電話 0776-20-0253 (2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。 5 資格の確認に関する事項 この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書等または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては、入札説明書別紙様式1「紙入札承認願」、別紙様式3「入札参加資格確認申請書」）に、必要と認められる書類を添えて、次のとおり提出し、この入札に係る業務に関する福井県の前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。 (1) 申請書等の提出期間 令和7年7月15日（火）9時00分から 令和7年7月28日（月）12時00分まで（土、日曜日および休日を除く。） (2) 申請書等の提出方法 ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者 電子入札システムを使用して送信する。 なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書等の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。
--	--

申請書等の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとする。 イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者 提出期間内に持参または郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。 提出先は４(１)と同様とする。 ６ 入札書および入札内訳書の提出方法、提出期間、開札日時および開札場所 (１) 入札書および入札内訳書の提出方法 ５(２)と同様とする。 (２) 入札書および入札内訳書の提出期間 令和７年８月２６日（火）８時３０分から１７時００分まで 令和７年８月２７日（水）８時３０分から１６時００分まで (３) 開札日時 令和７年８月２８日（木）１０時００分 (４) 開札場所 福井県福井市大手３丁目１７－１ 福井県庁６階入札室 ７ 入札書および入札内訳書に記載する金額 入札書の記載に当たっては、カラー複写機によるカラー片面印刷単価（円／枚）に当該地区における５年間のカラー予定使用枚数（枚）を乗じた金額と、同一カラー複写機によるモノクロ片面印刷単価（円／枚）に当該地区における５年間のモノクロ予定使用枚数（枚）を乗じた金額の和（以下、「見込総額」という。）を記載すること。 また、入札内訳書（入札説明書別紙様式５）には、カラー複写機のカラーおよびモノクロ片面印刷単価、見込総額を記載の上、提出すること。入札書のコピー金額と入札内訳書の見込総額が一致しない場合は、無効とする。 なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（加算後の金額に１円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。 また、複写機の搬入と搬出、設定に要する経費、賃借料金、保守および消耗品代金をすべて含めて算出された額とする。 ８ 落札者の決定に関する事項 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が最も低い価格を提示した者	を落札候補者とし、落札候補者の提出した入札内訳書に記載された単価が、カラーおよびモノクロ片面印刷単価の予定価格（単価）以下である場合に落札者とする。 なお、設定したカラーまたはモノクロ片面印刷単価の予定価格（単価）を上回る単価を記載した場合は、当該上回る単価を落札対象とはせず、別途随意契約の対象とする。 この場合、落札候補者は当該単価について見積書を提出するものとし、提出された見積額が当該単価の予定価格（単価）を上回る場合は、落札候補者としての資格を失い、次順位者を落札候補者とする。以下、カラーおよびモノクロ片面印刷単価の予定価格（単価）以下の金額を提示する者が確認されるまで、同様に繰り返すものとする。 ９ 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地 〒９１０－８５８０ 福井県福井市大手３丁目１７－１ 福井県会計局会計課 総務第三グループ 電話 ０７７６－２０－０２５３ １０ その他 (１) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨とする。 (２) 入札保証金および契約保証金 福井県財務規則の規定による。 (３) 入札の無効 福井県財務規則第１５１条の規定による。 (４) 契約書作成の要否 要（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。） (５) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成２２年福井県条例第３１号）第５条第２項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。 なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。 (６) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。 (７) ２に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所 ア 申請の受付時期 福井県の休日と定める条例（平成元年福井県条例第２号）第１条第１項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。
--	--

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県会計局会計課 総務第三グループ
電話 0776-20-0253

1 1 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出について（福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。）

福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに（当日中）、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレス宛てに提出すること。

様式

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx

提出先

(e-mail) kaikeika@pref.fukui.lg.jp

※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html

1 2 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

【For the medium-speed color copying machine in the Reihoku area】

Leasing and maintaining of the copying machine:4sets

(2) Date, time of Bidding:

8:30A.M. 26th August 2025 - 4:00P.M. 27th August 2025

(3) Period of contract:

30th September 2030

(4) Contact for notice:

Accounting Division, Fukui Prefectural Government, 3-17-1, Ohte, Fukui City,
Fukui Prefecture, 910-8580 Japan

Tel 0776-20-0253

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第69号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和7年7月15日

福井県公安委員会

委員長 禿 了修

1 実施期間

令和7年8月20日（水）から同年8月25日（月）までの4日間（日曜日および土曜日を除く。）

2 実施場所

福井市成和1丁目1424番地 アイビックス第三ビル
一般社団法人福井県警備業協会

3 定員

20名

4 受講申込みの手続

(1) 受付期間

令和7年7月22日（火）から同年7月31日（木）までの午前9時から午後0時までおよび午後1時から午後4時までの間（日曜日および土曜日を除く。定員になり次第受付を終了する。）

(2) 受付要領

受講希望者は、受付期間内に、下記5の問合せ先へ電話で予約を行い、受理番号を取得した後、受講申請書を提出すること。

(3) 提出場所

福井県内の警察署（福井市および永平寺町の区域にあっては、福井県警察本部生活安全許認可センターへ提出）

なお、本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(4) 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（申請前6月以内に撮影した無帽、無背景の縦4センチメートル、横3センチメートルの写真1枚を貼り付けること。） 1通

(5) 手数料

39,000円に相当する手数料を、納入すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

5 講習に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話0776-22-2880（内線3192、3193）

6 その他

(1) 委託先

本講習は、一般社団法人福井県警備業協会に委託して実施する。

(2) 修了考査

講習終了後、福井県公安委員会が修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

正 誤

令和7年4月15日福井県報定期第228号 保安林の指定施業要件の変更の予定（福井県告示第228号）

ページ	段	行	誤	正
3	2	32 ～ 33	4 3 字真谷 1 4 4 字高場 1、	4 3 字真谷 1、 4 4 字高場 1、

※変更箇所は下線部のとおり。

令和7年6月10日福井県報定期第353号 浸水想定区域および浸水した場合に想定される水深および継続時間の指定ならびに関係図書の閲覧（福井県告示第313号）

ページ	行	列	誤	正
5	1	2	九頭竜川 越智川 県管理区域上流端から天王川合流点まで	九頭竜川 越知川 県管理区域上流端から天王川合流点まで

※変更箇所は下線部のとおり。